

愛の狩人くん!



教育は誰のものか

【愛国心編】

教育基本法改悪反対!



宮本ミサキ		学習の記録			学習状況		
		1	2	3			
社 会	我が国の歴史や伝統を大切にし国を愛する心情を持つと共に、 平和を願う世界の中の日本人としての自覚を持つとする	A					
	我が国の歴史や政治、国際感覚に関する社会的事象を より広い視野から考える。	A					



国と郷土を愛することを 強制する教育基本法改悪案

「愛国心」を盛り込んだ通知表は、今でも少なくない小学校で使用しています。2006年の朝日新聞の調べでは、全国で190校もの小学校の通知票で、なんらかの「愛国心」が盛り込まれています。この問題は、福岡県で在日コリアンの親たちが抗議したことから、全国的に知られるようになりました。

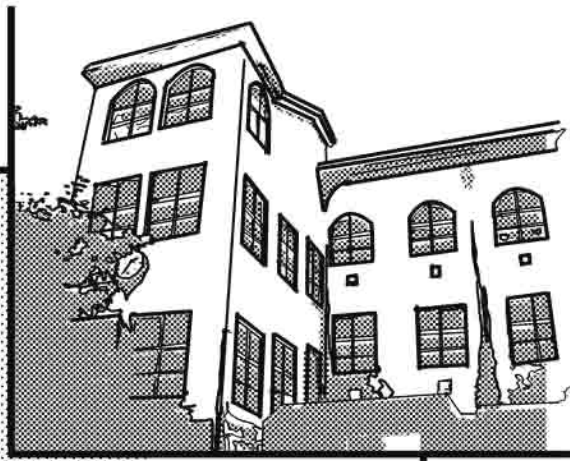
抗議によって幾つかの学校は「愛国心通知票」の使用をやめました。しかし教育基本法改悪案では、教育現場で愛国心を養うことを定めています。全国の小学校で「愛国心通知票」が使用されることになるでしょう。

しかし、人の内心を法律で定めてよいのでしょうか？
「愛すること」を法律で強制してもよいのでしょうか？

教育基本法改悪案の下では「国を愛する」ことができなければ「勉強ができない」ということになります。しかし「愛している」「愛していない」ということを、つまり子どもの心の中を、どうやって計るといえるのでしょうか？

人の心のあり方を
法律で定めるなんて……





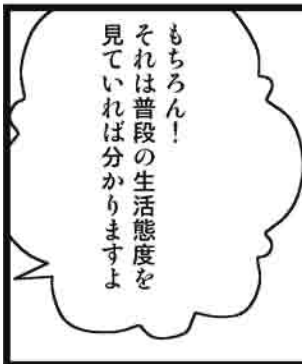
長谷川先生、
この「国を愛する」とか
「日本人の自覚」って
なんですか？



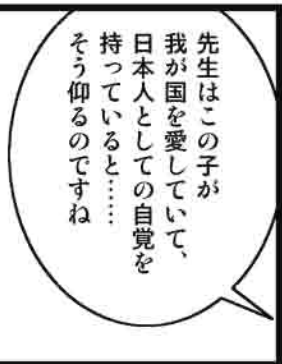
宮本さんのおっしゃる意味が
よく分かりませんが……
実際ミサキちゃんは
よくおできになってるし
この評価でもちやんと
Aじゃないですか



なぜ国を愛さなくちゃ
いけないんですか？
そんなもの
人間性や学力には
関係ないでしょう



もちろん！
それは普段の生活態度を
見ていけば分かりますよ



先生はこの子が
我が国を愛していて、
日本人としての自覚を
持っている……
そう仰るのですね







教育基本法改定案では 子ども的人格が第一ではない

(政府案=自公合意案)

第二条 教育の目標

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める**態度**を養い、豊かな**情操と道徳心**を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる**態度**を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する**態度**を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する**態度**を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた**我が国と郷土を愛する**とともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する**態度**を養うこと。

道徳や愛国心=戦前の「修身」が

国語・算数・理科・社会・体育・音楽etc……

「教育」全体の目標となる！







教育は誰に責任を負うのか？！

現行法では、教育は国民＝主権者に直接に責任を負い、その観点から「不当な支配に服することなく」としている。つまり戦前教育が国家の所有物だったことへの反省であり、「不当な支配」とは国家権力そのものを指している。

そのため2項では、教育行政に対する制限を課す内容となっている。

政府案は、現行法と書き出しこそ一緒であるが、実質上主語は教育行政＝国・地方自治体となっており、教育の主体を国民→教育行政へと大転換している。

政府案でいう「不当な支配」とは、一体なにを指すのだろうか？

(現行教育基本法)

第十条(教育行政)

教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。

2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的(→人格の完成)を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目的として行われなければならない。

(政府案＝自公合意案)

第十六条 教育行政

教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。



昔は外国人は誰でも16歳になったら
犯罪者みたいに指紋を押さなくちゃいけないってね
お母さんも、学校を休んで市役所に行ったわ

その時初めてお母さんは
「日本人じゃない」って思い知らされたの

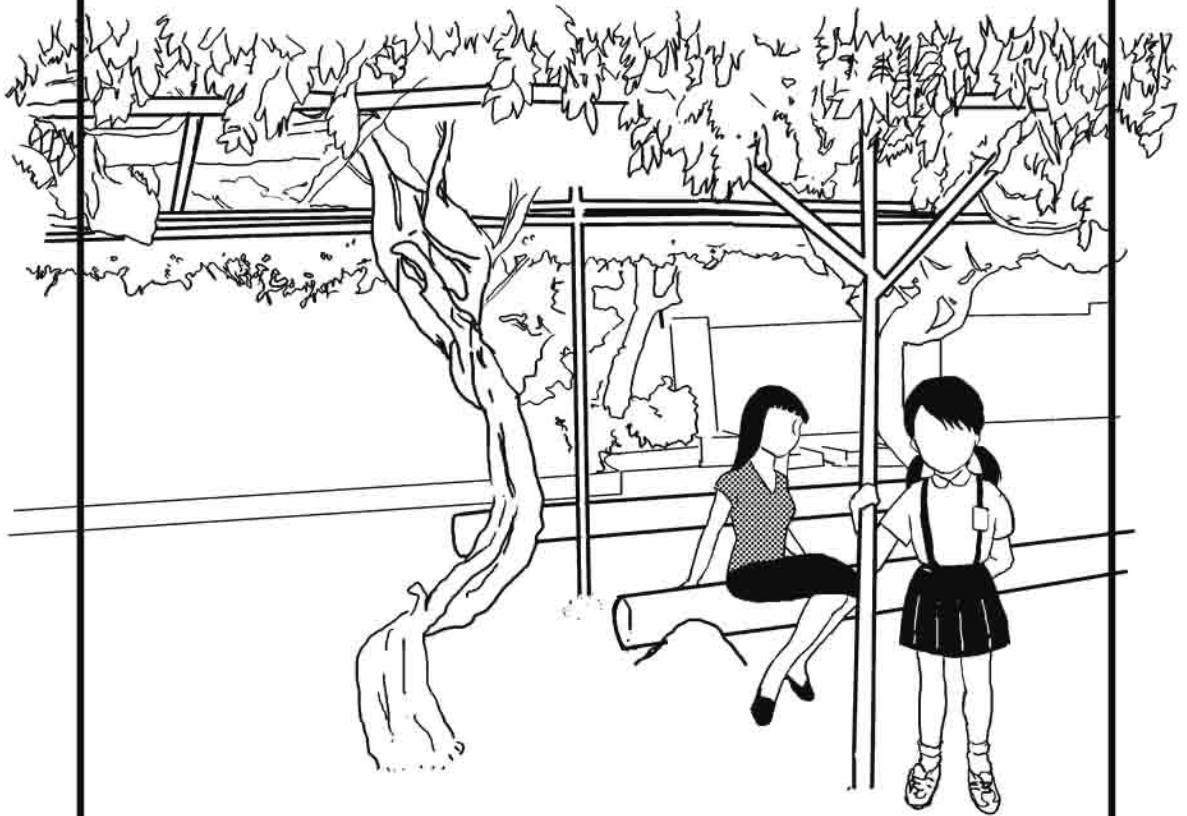
それからかしら
お母さんは、人は愛せても
どうしてもこの「国」を愛することができないの

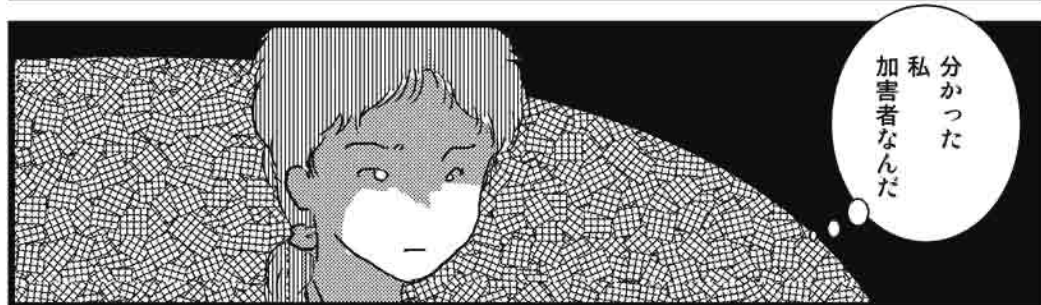
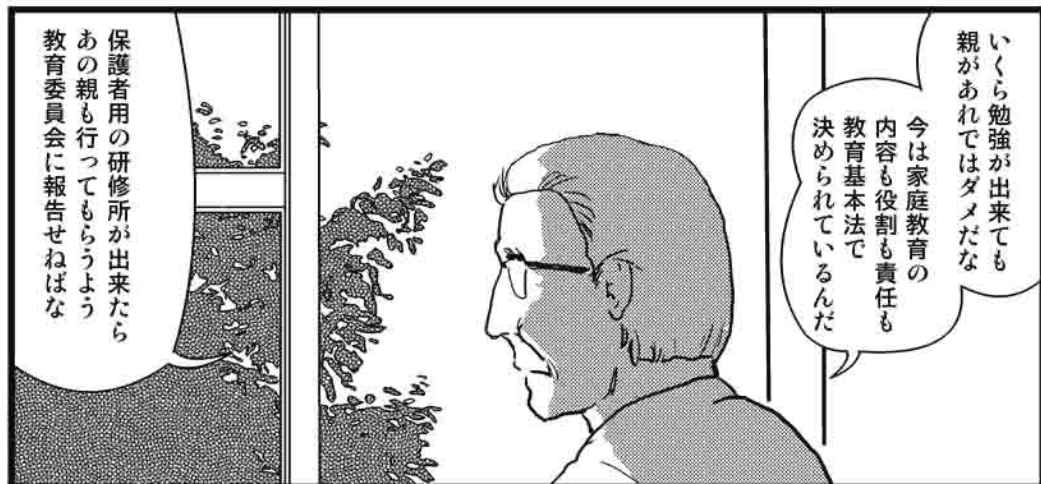
お父さんもね、いろいろあったのよ

ミサキはお父さん方のお祖父ちゃんお祖母ちゃんに
会ったことがないでしょう？

お父さんは両親からお母さんとの結婚に反対されてね
結局お母さんと一緒にあって、両親を捨てたの
お父さんはそれから故郷には一度も帰っていない

現実には「郷土」だからといって
なんでも愛せるというものじゃないのよ





今、日の丸・君が代に反対する先生たちが「指導力不足教員」とレッテルを貼られ「研修所(=収容所?)」に送られているが……

今度は親にも「指導力不足保護者」のレッテルが貼られること?!

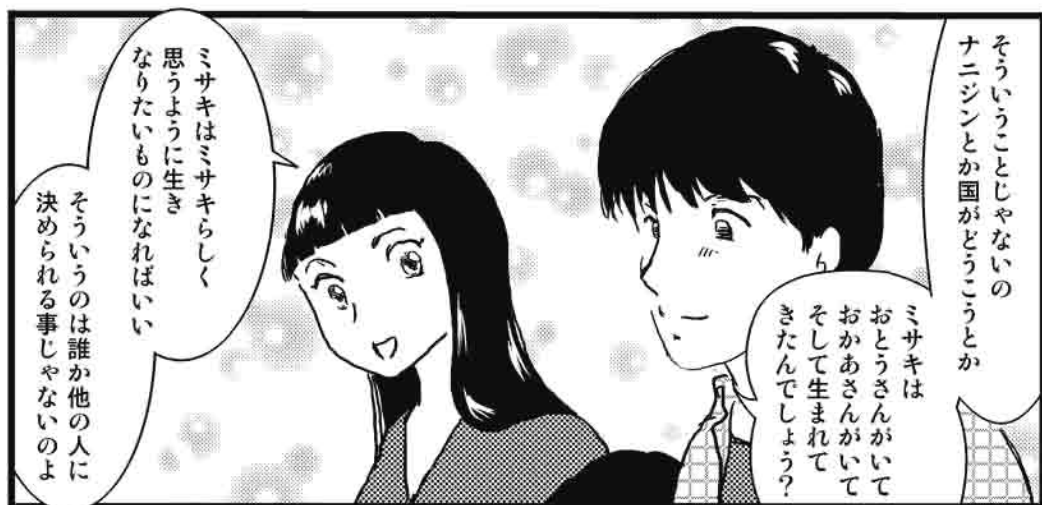
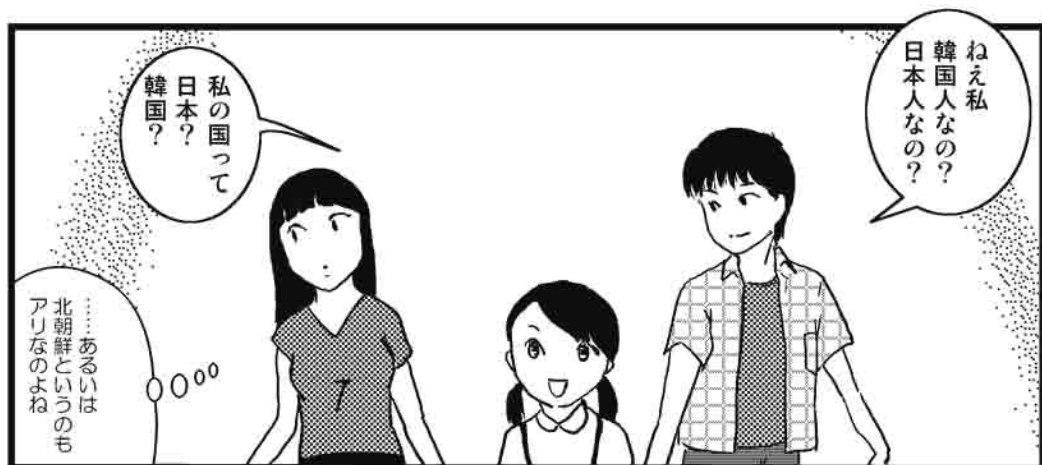
(政府案=自公合意案)

第十条 家庭教育

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和の取れた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。





注)「心のノート」は、文科省作成の副読本。何の法的根拠がないにもかかわらず全国の小中学校に配布し、授業で使用させ、国や郷土を愛することを「マインドコントロール」している。

ナニジンらしく
なくてもいいよ
「ありのままのわたし」で
いいんだよ

心のありようなんて
自分以外の
誰にも決められないんだから



教育基本法改悪案は、差別法です。少なくともこのマンガに登場する子どもにとっては。

このマンガでは、日本人と在日コリアンの間に出生した子どもという、あまり一般的ではない設定を用いました。読まれる方にとってはあまり馴染みがないかも知れませんが、公教育とは日本人のためだけにあるものではありません。

私(マンガの作者であるお一た)はどうしてもこの設定でしか、教育基本法改悪反対のマンガを描くことができませんでした。なぜならここにいる家族は、まさに私の家族そのものだからです。

愛国心を教える教育基本法は、日本人と在日コリアンの両親の間に生まれた私の二人の娘の成長を阻害するものに他なりません。私にはこの改悪法が差別法にしかうつりませんし、とてもガマンがなりません。

では純粹(?)な日本人であれば「愛国心教育」がいいのかと問われれば、やはりそれは違います。「愛国心教育」とは、国家に従順な子どもを作り上げるためのものです。貧富の差が拡大しても、税金が引き上げられ福祉が切り捨てられようとも、他国を侵略し、あるいは徴兵制がひかれようとも——なにがあっても国家の政策にたてつかないことこそが、ここでいう愛国心だからです。

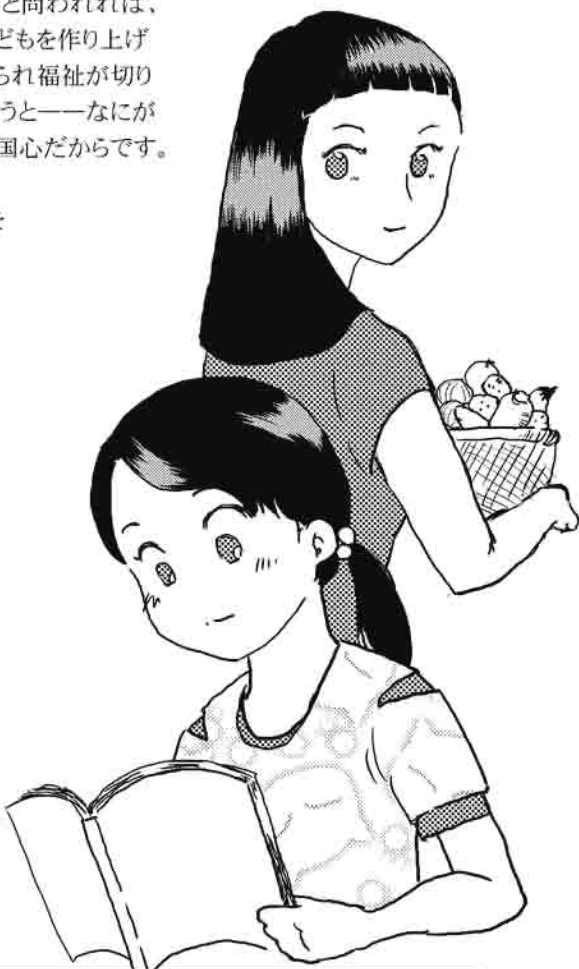
「心のノート」では愛国心・郷土愛の他に、親や友人、自然を愛さなければいけないと教えています。しかし、それは本当に愛さなければならないのでしょうか？ 暴力に明け暮れる親、どうしても自分とは気の合わない友人、コンクリートで塗り込められ破壊され尽くした自然……それらも愛さなければならぬのでしょうか？ 「心のノート」はどんな留保条件もつけず「愛さなければならぬ」と説諭します。

教育基本法改悪案もこれと同じです。画一的な価値観を押しつけるのは、子どもの人格を歪め破壊することに他なりません。

教育基本法改悪案は、今の教育基本法の「方針」である「人格の完成」「自主的精神」を事実上否定しています。改悪法案が望む子ども像は、国家に忠実な子どもだけです。

教育基本法改悪案に反対しましょう 子どもたちの尊厳と未来のために！

お一たからん 2006年8月



アメリカの戦争拡大と日本の有事法制に反対する署名事務局

<http://www.jca.apc.org/stopUSwar/>

〒580-0023 大阪府松原市南新町 3-3-28 阪南中央病院労働組合 気付

FAX 072-331-1919 TEL 090-5094-9483(事務局)e-mail: stopuswar@jca.apc.org

<カンパ等振込先> 郵便振替 00950-5-178725 米戦争拡大と有事法制に反対する署名事務局